

摂津市議会

総務建設常任委員会記録

令和8年6月17日

摂津市議会

目 次

総務建設常任委員会

6月17日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	2
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
請願第1号の審査-----	3
趣旨説明（請願者A、請願者B、請願者C）	
質疑（峰松由紀子委員、早坂京一郎委員、長田知樹委員、塚本崇委員、南野直司委員）	
市長挨拶	
議案第35号所管分の審査-----	11
質疑（峰松由紀子委員、早坂京一郎委員、長田知樹委員、藤浦雅彦委員、塚本崇委員）	
議案第54号の審査-----	15
質疑（塚本崇委員）	
議案第53号所管分の審査-----	16
議案第58号の審査-----	16
質疑（峰松由紀子委員）	
採決-----	17
閉会の宣告-----	17

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

令和8年6月17日(水) 午前10時 6分 開会
午前11時27分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員 長 安藤 薫 副委員長 塚本 崇 委員 藤浦雅彦
委員 長田知樹 委員 南野直司 委員 早坂京一郎
委員 峰松由紀子

1. 欠席委員

なし

1. 請願の趣旨説明のため出席した者

請願者A、請願者B、請願者C

1. 説明のため出席した者

市長 嶋野浩一郎 副市長 山本和憲
市長公室長 平井貴志 総務部長 石原幸一郎 建設部長 永田 享
消防長 林 州次 総合行政委員会事務局長 溝口哲也
建設部次長兼道路管理課長 寺田満夫 消防本部次長兼消防署長 大藪 忠
総務部副理事兼財政課長 妹尾紀子
建設部副理事兼都市計画課長 藤井芳明
消防本部副理事兼予防課長 幸田英基
人事課長 松本泰洋 市民税課長 石坂直樹
固定資産税課長 妹尾智行 建築課長 篠崎好健
消防総務課長 尾田潔隆 総合行政委員会事務局次長 下郡光礼

1. 説明のため出席した議員

請願紹介議員 藤浦雅彦

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 議会秘書業務嘱託員

1. 審査案件（審査順）

- 請願第 1 号 吹田市の給食センター建設に反対し、健都イノベーションパークに関する地区計画見直しと条例改正を求める請願
- 議案第 3 5 号 令和 8 年度摂津市一般会計補正予算（第 1 号）所管分
- 議案第 5 4 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 5 3 号 摂津市監査委員に関する条例及び摂津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分（第 1 条（摂津市監査委員に関する条例の一部改正）に関する部分）
- 議案第 5 8 号 摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時6分 開会)

○安藤薫委員長 ただいまから総務建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会記録署名委員は、長田委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時7分 休憩)

(午前10時8分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

請願第1号の審査を行います。

吹田市の給食センター建設に反対し、健都イノベーションパークに関する地区計画見直しと条例改正を求める請願についてです。

まず、請願者から趣旨説明をしていただきます。

説明時間は10分以内で、趣旨説明終了後、委員からの質疑をお受けし、その後討論、続いて採決を行います。

それでは、趣旨説明について、よろしく願いいたします。

○請願者A おはようございます。

それでは、御説明を申し上げます。

吹田市の給食センター建設に反対し、健都イノベーションパークに関する地区計画見直しと条例改正を求める請願書について、その提案内容の御説明を申し上げます。

健都イノベーションパークは、医療と健康をテーマにした先進的な研究開発拠点として整備され、良好な都市環境と調和したまちづくりが進められています。

しかし、現在、居住地域に隣接する場所に吹田市の中学校給食センターの建設計画が進められております。地元としては、建設の阻止と白紙撤回を求め、吹田市に強く申入れを行っています。

また、摂津市長も健都のコンセプトに合わない見直しを求めています。

摂津市議会も給食調理施設整備に反対することを議員全員をもって賛成の決議をされています。

給食センター建設はこのように大義がありません。しかし、吹田市は建設を強行する構えでございます。多くの住民は建設されれば今後長年にわたり、給食センターと共存していかなければなりません。この理不尽な対応には憤りを覚え、大きな不安を抱えています。

給食センターは、給食を提供する公共的施設としての必要性は認めます。大規模な配送車両の往来、早朝からの搬入・搬出、臭気、騒音、交通安全への影響など、日常生活環境への継続的な負担が懸念されています。

特に、住宅地に近接した立地であることから、生活環境への影響は長期かつ不可逆的な施設となる可能性があります。

また、本来、北部大阪都市計画千里丘新町地区地区計画及び摂津市千里丘新町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例は、地域の将来像や土地利用の方向性を明確にし、地域環境との調和を図るために存在するものでなければなりません。しかし、現行条例では、健都イノベーションパークの理念を守り、周辺の居住環境への配慮が担保できておらず、その結果として、地域住民の皆様には大きな不安を招いています。

私たちは地域住民の生活環境と健都イ

ノベーションパークの理念を守るため、千里丘新町地区計画の見直しと建築物の制限に関する条例の改正を求めるものでございます。

なお、本請願には、本趣旨に賛同する地域住民と1,350名の署名を添えています。

次に、請願事項について申し上げます。

一つ、健都イノベーションパーク地区の理念及び周辺環境との調和を確保するため、千里丘新町地区計画と建築物の制限に関する条例を見直し、用途制限等を明確化することによってございます。

以上、請願事項でございます。

本請願につきまして御賛同いただき、採択賜りますことをお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○請願者B 請願理由の御説明を申し上げます。

地域住民が強い懸念を抱いているのは、単に一施設の建設そのものではなく、住宅地に隣接した場所に、給食センターが設置されることで、将来にわたり生活環境への影響を受け続けることであります。一度建設されればその影響は数十年単位で継続する可能性があります。騒音、交通量増加、臭気、安全性への不安など、日々の暮らしに密接に関わる問題となります。

また、健都イノベーションパークは、地域の将来価値を左右する重要な地区であります。その土地の利用については、単なる法令適合性だけではなく、地域全体の理念や住環境との調和という観点から慎重に判断されるべきです。

今回、1,350筆の署名が集まったことは、地域住民の切実なる不安と危機感を表したものです。

議会におかれましても地域住民の声を

真摯に受け止め、将来に禍根を残さない判断をしていただくよう、強く求めまして、以上、地方自治法第124条の規定により請願を出します。

以上、請願書の趣旨説明をいたしました。よろしく申し上げます。

以上です。

○安藤薫委員長 請願の趣旨説明が終わりました。

委員のほうから質問がありましたらお受けしたいと思えます。

峰松委員。

○峰松由紀子委員 皆様おはようございます。皆様のお気持ちは重々理解させていただきました。やはり御不安というのはこれからもすごくあるかなとは思いますが、そこで理事者に確認させてください。

地区計画の変更と条例改正を行うとしたら、どのような手続が必要になるのか教えていただきたいです。

○安藤薫委員長 藤井副理事。

○藤井建設部副理事 それでは、御質問に答弁申し上げます。

地区計画の変更につきましては、変更案の作成、大阪府への意見照会、都市計画法に基づく2度の縦覧等の手続を経て、都市計画審議会での審議がございまして、それを経て市で決定する流れになります。

手続にかかる期間としては、最低でも1年程度が必要になると考えております。

その後、地区計画における建築物等の用途の制限につきまして、建築物の制限に関する条例として議会の議決を得て決めていくという流れでございます。

つきましては、今給食センターの建築が、現行法、条例上適法である中で、このような地区計画の変更を踏まえた条例改正に

よって建築を阻止することは、法務相談の結果より、財産権の行使、営業の阻止に当たるといところで、憲法第29条の財産権についての違法性がある、損害賠償請求される見込みが高いということより適正ではないと考えてございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 峰松委員。

○峰松由紀子委員 御説明ありがとうございます。

それでは、再度理事者に確認なんですが、給食センターを建築できないようにする条例改正というのは可能なのでしょうか。

○安藤薫委員長 篠崎課長。

○篠崎建築課長 先ほど副理事から説明がありましたけども、この建築を制限する条例につきましても、建築基準法第68条の2に基づきまして、そこには地区計画に書かれているものを制限として条例化できるとなっておりますので、まず、地区計画の改正ができれば条例改正は可能かと考えております。

以上です。

○安藤薫委員長 峰松委員。

○峰松由紀子委員 理解しました。ありがとうございます。質問は終わらせていただきます。

○安藤薫委員長 ほかにありますか。

早坂委員。

○早坂京一郎委員 理事者の方に1点のみ質問させていただきたいと思っております。

今回の請願に関して、この後流れ的に言いますと、吹田市から建築確認申請が提出されると思われれます。そういったときに、受理・不受理の裁量というのは、摂津市としてあるのでしょうか。また、そういったときに拒否というか、お断りすることは可能なのか、御確認させてください。

○安藤薫委員長 篠崎課長。

○篠崎建築課長 申請手続に関してですけども、行政手続法に照らしまして、申請書類を拒否することはできず、受理しなければならないと考えております。

○安藤薫委員長 早坂委員。

○早坂京一郎委員 御回答ありがとうございます。答弁を踏まえますと、正直難しいという理解でよろしいのでしょうか。

○安藤薫委員長 篠崎課長。

○篠崎建築課長 委員おっしゃるとおり、止めることはできないと考えております。

○安藤薫委員長 ほかにありますか。

長田委員。

○長田知樹委員 おはようございます。請願者の皆様に2点お伺いさせていただきます。

まず、1点ですけれども、本請願におかれまして、地域住民の皆様は、様々な思いで請願を出されていると思います。資料も見させていただきまして、例えば正雀下水処理場の建設からこれまでの地域住民の皆様のご生活は、非常に苦しい思いを耐えしのばれてきたといった過去の経緯から行政に対する不信であったり、それから、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、未来に対して一度建設されてしまえば不可逆的に影響が残ると、ずっとそれに地域としては付き合っていかなければならないといった不安もあると思うんです。そこで、皆様が最も重視されているというか、この思いで白紙撤回を求めるんだというところを教えていただければと思います。

○安藤薫委員長 請願者A。

○請願者A 吹田市の建設を知ったのは、昨年2月です。摂津市のほうから、吹田市が吹田の中学生に対しての給食施設を建設するという話を聞きました。

しかし、このことに対して、摂津市は全

く介入していない。あくまでも吹田市独自のものだというようなお話でございます。そして、直近では、昨年3月16日に説明会を開いて、吹田市からお話を聞きました。しかし、これはとてもじゃないけど納得、理解ができるものではないというところから、それ以降、説明会を何度となく重ねてまいりました。昨年だけでも8月17日、9月28日、10月26日、たまには市長が出てこられたらいかがですかというようなどころまでお話をしました。吹田市にも市長が出てきて、地元にご説明くださいというような御案内を差し上げました。その際、嶋野市長に対しても御尽力くださいというようなお話を申し上げて、ようやくそのことに対して、吹田市に働きかけを受けていただいて、今年2月16日に摂津市、吹田市、地元の三者でお話をさせていただいたところです。

そのときに、吹田市長はいろいろお話をされました。一つだけ頭の中に残っておりますのは、理解と納得は違う。しかし、理解がなければ進めませんとおっしゃったことです。

そこで、我々は、この給食センター建設に対して、皆さん方は理解されましたかと、そういったような中でのお話でございます。

さらに、この発想はどこから出発したんやと。過去に遡りますと、吹田市から、吹田市と摂津市で共同運営しようというようなお話があったそうでございます。その共同運営に対して、いろいろな事情から摂津市はお断りになった。そのお断りをしたときのお話で、吹田市単独で給食センターを建設することについて、令和4年に御了解を得たとおっしゃった。こういうふうなことを文書で拝見しました。

そのときに地元にご話をさせていただいて、地元が説明を受けていたとしたら、もっと早く対応はできたかなと思ったりもします。しかし、残念ながら、先ほども申し上げましたように、私どもが聞いたのは昨年3月16日が最初ですから、それ以降、申し上げた内容で説明会をいろいろやってきましたけれども、どう考えても先ほども提案説明で申し上げたコンセプトに合わない、地区計画の内容に照らし合わせても、そのことに対してはやはり違うんじゃないか。そうしたら、法に照らして、条例に照らしてとこう考えますと改正せざるを得ないんじゃないか。今改正したとしたら、理事者側がおっしゃった1年にかかるかもしれません。しかし、この改正をもってしたとしても遡及はできないように思います。残念なことだけれども、提案説明で申し上げました数十年先であっても、健都のまちの精神を、理念を守るためにはやっておこう。そして、これを後々までに残したい。やはり健都のまち、イノベーションパークそのものはこれで終わりじゃないでしょう。我々の時代が去ったとしても、やはりこのまちづくりというのは今後も進んでいくべき、また改善されるべき医療と健康のまちでしょうと考えると、時間がかかってもやりましょうと。ですから、今日御提案させていただいて、委員の皆様方には、どうかこの改正にお力添えをいただければと、こんなふうに思っている次第でございます。よろしく願い申し上げます。

○安藤薫委員長 ありがとうございます。

請願者C。

○請願者C 補足で発言させていただきます。

ちょうど1年前に議会で給食調理施設整備に反対する決議の可決がされました

が、その前に、市長をはじめ、担当部長から公文書として2通、吹田市に文書が送られております。その中では、部長からは、この準工業地に行っているのが決して給食センターを建てるためではないと、研究、健康、医療のイノベーションのためだということが明確に書かれております。市長からの公文書におきましても、ラボは半分から3分の2以上であり、御確認いただけたらありがたいんですが、地区計画に適合するようにと書かれておきまして、6月1日に市長面談させていただいたときにも、市長からは、個人的には地区計画に合っているとは思っていないという発言もございました。吹田市がこちらを進めていくに当たって、やはり摂津市としてそれが建ってしまうのであれば不備があるのではないかと感じております。その不備につきまして、私たち住民からは、吹田市との説明会のたびに、担当部長には、環境工学の専門家を呼んでほしい、行政法の専門家を呼んでほしい、弁護士を立ててほしいという要請を常々しておりました。しかしながら、摂津市では、2通の公文書のみであり、その後は口頭での説明にとどまっていたことでこのように進んでいるのではないかと感じております。

そして今、この請願書を提出するに当たって、都市計画法で1年かかるというのであれば、なぜ1年前に住民から有識者を呼んでほしい、有識者での協議を行ってほしいと言ったとき、それをされなかったのかという疑問があります。今になって1年かかるというのであれば、なぜ1年前から動かなかったのかということが非常に大きな疑問であります。

一番不安に思っていることなんですけれども、住民のほとんどの人がこの給食セ

ンターや給食自体は大切なことだという認識はあると思います。なぜ私たちがここに反対しているのかというと、吹田市の給食センターが建つということは、利益は全て吹田市であり、不利益は全て摂津市民が背負うという非常に不公平な形になっているからです。

そして、一番危険性をはらんでいると思われるのが、吹田市の給食センター要求水準書を御確認いただけたら分かるのですが、その中には、余力の範囲で企業の収益を認めるという文言が入っているんです。ということは、段階的に企業の利益が優先されて、それを増やしていくのに比例して摂津市民の環境が悪くなるということが非常に大きな不安要素であります。

そして、摂津市におかれましては、市長の施策の方針の中でウェルビーイングを掲げておきまして、市民の健康に関し、国立健康・栄養研究所と一緒に今後20年計画的に調査していくということも掲げております。それを言われている健都イノベーションパークで、なぜ摂津市民だけが段階的に給食センターだけではなく、収益を上げるのに比例して環境悪化を受けていくであろうことを甘んじて受けていかないといけないのか、それが建つことによって今後何十年にもわたり続いていくところにとっても不安な要素がございます。

また、先日、吹田市には、情報公開請求を14通上げさせていただいたうち13通は不存として非公開で返ってきておきまして、排気・排水に関しましては非公開で返ってきております。

排水や排気に関しましては、摂津市民にとっては健康、命に直結する問題でございます。規模が何も開示されない中、何を

って私たちはそれでいいですよということが言えるのでしょうか、不安しかございません。今から段階的に規模を増やされて、どれぐらいの規模になるか分からない食品加工配送工場が建つ。給食センターという言葉は使っておりませんが、収益を入れるということは、食品加工配送工場になると思います。

その不安を私たちは常々申し上げておりました、給食センターがいけないと言っているのではなく、それが裏に潜んでいる、その不安が大きいと申し上げていることを御理解いただきたいと思います。

以上です。

○安藤薫委員長 ありがとうございます。
長田委員。

○長田知樹委員 ありがとうございます。摂津市の場所で吹田市のいわゆる給食センターができることに対して、なぜ要は吹田市の施設を摂津市で抱えないといけないんだと、その影響を受けなければならないんだという皆様の思い、非常によく分かりました。

また、ここに至る過程においても、了解を得たというお話に対して、いや、住民としては全くそういった説明を受けていないと、住民の思いが全く置き去りにされているのではないかという思いもよく分かりました。

もう1点確認をさせていただきたいんですけども、今回の請願項目で、千里丘新町地区計画と建築物の制限に関する条例を見直し、用途制限等を明確化することとありますけれども、皆様が望まれている、こういった方向で、こういったふうに変えてほしいといったところが具体的にあれば教えてください。

○安藤薫委員長 請願者A。

○請願者A 吹田市が話をされることは本当に合法か、あるいはものの考え方で変えていこうという話じゃないか、それを止められないような条例であり、地区計画であればこれは困ったもんだと。さらに申請書類は受理しなければならないでしょう。受理をしてしまえば、摂津市は中で開発協議をされるか、あるいは地区計画や条例に合った、健都のコンセプトに合ったものを当然御検討なさるでしょう。しかし、私はやはり曖昧な合法性があるんじゃないかなと感じているんです。ですから、地区計画と条例そのものを見直しするとしたら、はっきりと明文化したいなど。そこに他市の給食センターそのものは禁止するというぐらいのものを考えなければならないんじゃないかなと思います。しかし、改正する文言そのものはさらに研究もしたいし、あるいは行政側の御支援もいただいた中で、やはり適切な文章は作成していかなければならないかなと思います。当然、議会の方々も、この文章ならこれから先、数十年先の後々まで健都のコンセプトの精神を守り、理念を守れる、また、まちとしてよくしていけるというような文面を考えて、作成して、そして残したいと思いますので、よろしく願い申し上げます。だから、今こうだというような文章はありませんが、後々までも通用するような名文を残していきたいと考えてございます。

以上です。

○安藤薫委員長 請願者C。

○請願者C 1点補足で付け加えさせていただきたいと思います。

建築確認が出てきて、それを受け付けなければならないという摂津市からの回答があったんですが、それを大阪府に送るときには、地区計画適合証明書という、摂津

市として地区計画に適合していますよという証明書をつける必要があると思います。その部分に関しては十分考慮の余地があるのではないかと考えております。千里丘新町地区計画に適合しているかどうか。そしてそれに不備があるのであれば、今議論いただきまして、それを摂津市民が安心して過ごせる地区計画と条例であると思っておりますので、そこについての議論の余地は十分あると思っていることを付け加えさせていただきます。

以上です。

○安藤薫委員長 長田委員。

○長田知樹委員 ありがとうございます。健都だから選んで引っ越してこられた方もいらっしゃるわけで、そこに健都のコンセプトに沿って、より皆様の思いがしっかりと乗ったような条例改正という思いをよく理解いたしました。

今、請願者Cがおっしゃっていただきました適合証明書の件につきまして、理事者にその手順とかについて説明をいただきたいと思っております。

○安藤薫委員長 篠崎課長。

○篠崎建築課長 地区計画につきましては、都市計画法によりまして、地区計画の区域内で土地の形質変更とか、建築する場合には、その内容について届け出なければならぬとされております。それは許可とか、そういう処分性があるものではなくて、内容を照らしまして、地区計画と合致していない、その理念とか目標のところは審査項目とはなっていないので、整備計画を見まして、そこと合致していないのであれば指導していくということになります。

以上です。

○安藤薫委員長 長田委員。

○長田知樹委員 ありがとうございます。つまり許可等について摂津市にはその裁量がなく、あくまでも適合しているかどうかの判断を第三者が行った上で、合っていないければ摂津市が指導するという認識で間違いはないでしょうか。

○安藤薫委員長 篠崎課長。

○篠崎建築課長 今回のものが地区計画に合っているか、合っていないか、整備計画の中で建築物の用途ですとか、あと緑化とか、外壁後退とか、その辺が明記されております。その中身を我々が審査しまして、それが適合していれば適合通知を出すという形になっております。

以上です。

○安藤薫委員長 長田委員。

○長田知樹委員 分かりました。ありがとうございます。

私の質問は以上とさせていただきます。

○安藤薫委員長 ほかにありますか。

塚本副委員長。

○塚本崇委員 ありがとうございます。これまでの議論と経過を踏まえまして、およそ2年前ですか、吹田市議会で突然この計画が可決されたということが耳に入ってきました。その瞬間に、後々絶対に問題になると、何ゆえ吹田市民のための施設を摂津市内において、不利益のみを摂津市民が負わなきゃいけないんだということで、吹田市議会にも、吹田市役所にも赴きまして、かなり主張させていただいた経緯があります。そこで難しいなというのが法の壁だったんですね。吹田市は、あくまでこれは適法ですよと、法にのっとった手順をもってやっていますと。吹田市議会としてもこれを可決してしまったものですから、議会としても可決自体が重たいと捉えておられて、なかなかこれを転換させることが

できなかったというところが実情であります。

住民の皆さんに寄り添うというところを考えれば、この請願は非常に大事だと私は思っています。ただし、先ほど理事者からも答弁がありましたように、摂津市が訴訟を起こされるリスクを抱えてしまうことは、これはまた市民の方の不信感を招く、議会への不信感を招くと。法にのっとった適正な手順と、感情とは別に考えねばならないと思っています。市民に逆に損害を与える可能性が出てきてしまうわけで、このジレンマが非常に我々としても難しいジャッジをしなければならないと考えております。ですので、今請願者Cからも公文書の件であったりですか、市長の御発言であったりとか、情報公開請求されたこととか、吟味するのにいろいろ我々としても足りていない部分が多いのではないかと思います。この足りていない部分をまず委員長に請求させていただいて、継続審査にできないかと考えているんですけども、これを御検討いただければと思っています。

以上です。

○安藤薫委員長 質問ではなくて、いろいろともう少し資料を取りたいというようなお話ですね。分かりました。後ほどまた協議したいと思っています。

ほかにありますか。

南野委員。

○南野直司委員 健都イノベーションパークのまちづくりのコンセプトは、健康・医療のまちづくりということで、全くそれに合わない吹田市の給食センターをそこに建設するということが反対される、会長様をはじめ、竹之鼻自治会の皆さんを中心に1,350名もの署名を集められて、そ

してこの請願書を提出されたということは非常に市議会としても重たいものだなと感じております。

吹田市には即刻給食センターの建築を真摯に断念していただきたいなと思っております。一方で、先ほど現時点で千里丘新町の地区計画を変更したり、あるいは条例を改正していくということは法的になかなか厳しいのかなと、損害賠償請求も視野に入れていかなあかんのかなと思います。

理事者の皆さんに1点だけお聞きしたいと思います。イノベーションパークにはNKビル、あるいはエア・ウォーター株式会社、あるいはニプロ株式会社などが、現に入っております。現段階で地区計画を見直したり、条例を改正したりすると、やっぱり大きな影響も出てくるのかなと思いますけども、その点お聞かせいただきたいと思います。

○安藤薫委員長 篠崎課長。

○篠崎建築課長 地区計画見直し、それに伴いまして条例改正、どのような制限をかけるかということになると思うんですが、現に建築されて、営業されておることに対して、内容によりましては既存不適格となってしまう可能性も出てくる場合はあると思っております。

以上です。

○安藤薫委員長 南野委員。

○南野直司委員 様々な御答弁を聞いておまして、やはり現段階で私自身もどのように判断したらいいのかなと考えさせられるところがありますので、委員長のほうで継続審査を視野に入れて御検討いただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○安藤薫委員長 暫時休憩します。

(午前10時50分 休憩)

(午前10時51分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

ただいま継続審査を求める動議的な要請がありました。私たち市議会も昨年の6月にコンセプトに合わない給食センターについては反対の決議を上げている。今日、請願者の皆さんからの趣旨説明におかれましても理解を十分させていただいている御発言、質問が多かったと思います。

一方で、行政的な手続であるとか、それから請願者Cからもいろいろな資料であるとか、専門家の知見ですとかを求めてきたけども、この間あまりなかったんだというようなお話もありました。

議会として本来であればここで討論を行って、採決を行うという流れになりますけれども、今回の議論の中で、早急にここで結論を出すことは非常に難しいのではないかなと思います。いろんな考えがある中で、もう一度しっかりと資料等を整理しながら、継続的に審査をしていくことが必要ではないかと考えます。そのような取扱いにさせていただきたいと思いますが、委員の皆さん異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 それでは、請願第1号につきましては、閉会中の継続審査とさせていただきますと思います。

暫時休憩します。

(午前10時52分 休憩)

(午前10時56分 再開)

○安藤薫委員長 再開いたします。

まず、理事者から挨拶を受けます。

嶋野市長。

○嶋野市長 おはようございます。委員の皆様方には何かとお忙しい中、総務建設常

任委員会をお持ちいただきましてありがとうございます。

本日の案件でございますけれども、令和8年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分の審査ほか3件でございます。何とぞ慎重審査の上、御可決賜りますようによろしくお願い申し上げます。

私は、この場を一旦退席いたしますけれども、待機しておりますのでよろしくお願いいたします。

○安藤薫委員長 挨拶が終わりました。

暫時休憩します。

(午前10時56分 休憩)

(午前10時57分 再開)

○安藤薫委員長 再開いたします。

議案第35号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

峰松委員。

○峰松由紀子委員 では、質問させていただきます。

一つだけです。予算書16ページから17ページに書かれています民生費、生活保護費、生活保護総務費の職員手当等110万2,000円の内容についてお聞かせください。

以上です。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 生活保護総務費の人件費事業として、職員手当等110万2,000円を計上しております。これは全ての自治体で平成25年から平成27年にかけて行われました生活扶助基準改定に関する最高裁判例を踏まえた生活保護費の追加給付を行うことに係る職員の時間外勤務等となります。

時間外勤務におきまして350時間、休日勤務におきまして16時間として人事

課で査定を行いまして、予算計上しているものでございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 峰松委員。

○峰松由紀子委員 ありがとうございます。理解はいたしました。

それでは、要望とさせていただきます。

生活保護基準改正に伴う追加給付については、最高裁判所が踏まえた適切な対応であると理解はいたしました。

一方で、本事業の実施に当たっては、対象者への確実な周知と迅速な給付を行い、本来受け取るべき方が申請漏れ等のないよう、不利益を受けることのないように丁寧な対応を求めます。

また、今回の事務により、職員の時間外勤務や休日勤務が発生するとのことですが、特定の職員へ過度な負担が集中することのないよう、業務の平準化に努めていただきたいと要望して質問を終わらせていただきます。

○安藤薫委員長 次に、質問ございますか。

早坂委員。

○早坂京一郎委員 峰松委員と質問が重なってしまったので、要望とさせていただきます。

人件費について、前回は委員会で触れさせていただいたんですけれども、適切な勤務体系になるように私からも要望させていただきます。

○安藤薫委員長 ほかにありますか。

長田委員。

○長田知樹委員 私から1点質問させていただきます。

財政課です。

補正予算書の6ページ、7ページの市債において、今回限度額が1億6,390万円減額となっております。一般的に金融機

関ですと、借入額に変動して利率も多少の影響を受けることがあるかと思いますが、今回の減額において利率に影響があるのかどうか教えてください。

○安藤薫委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 それでは、長田委員の御質問にお答えいたします。

今回、市債の金額の変更ということで予算計上させていただいております。おっしゃられるように、借入れの額の多寡によって金利というのは変動することもございます。また、条件といたしましては借入れの年限によっても利率は変動をしてくるものかと思っております。財政融資資金等、政府資金等に関しまして申し上げますと、こちらは金額の多寡というよりも借入れ年数等、それと、現在市場でも金利が毎月のように変動しております。そういった市場の金利の変動も受けた形で金利はどんどん変動していくということもございますけれども、政府資金で言いますと、金額というよりは借入れ年数によって変動するものが多いと思います。

あと民間資金に関しましては、調達の状態がどうかということですので、おっしゃられるように、金額が高い場合のほうが金利が高くなるということもございます。その時々民間資金はどういう調達をするかということで変動してまいります。借入れのときにできるだけ金利を抑えた形で借入れができるように、借入れ時期等も見定めていきたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 長田委員。

○長田知樹委員 御答弁ありがとうございます。金額の変更によって影響があるかもしれないということは理解いたしました。

引き続き可能な限り有利な条件で借り入れしていただきますよう、努めていただくことをお願いして私からの質問を終わります。

○安藤薫委員長 ほかにありますか。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 せっかくですので、一つ聞いておきたいと思います。18ページの道路維持費です。これは千里丘駅東口の工事請負金額が変更になったことによってマイナス補正が出ていますね。当初は13億何がしと言っていましたが、10億円程度になって、えらい安くなったなとびっくりしているところですよ。入札の件はこの間お聞きして、いろいろ努力をしたけれども最終1社だけになってしまったんだという事情もお聞きしました。金額が随分安くなっているのが大丈夫かなと私は心配もしているわけです。物価高でいろいろ工事費が上がる要因とか、今、アメリカとイランが停戦合意をするとかでまた変わるかもしれませんけど、石油製品もどんどん上がっていて、品がない状況がまた出てきたと聞いています。それも踏まえて、なぜこれほど乖離が出たかということをお教えいただきたいと思います。

○安藤薫委員長 寺田次長。

○寺田建設部次長 継続費の補正で御審議いただいている内容で、総額が13億5,300万円ほどになるんですけども、工事請負費の金額が全体で先日御承認いただいたのが10億3,000万円ほどで、そのところの乖離ということでございます。

まず、継続費の構成といたしまして、今回補正で上げさせていただいております工事請負費と合わせて工事監督支援業務委託料、こちら継続費の中に含まれてお

ります。

さらに、人件費の上昇であったりだとか、資材価格の高騰もございまして、一定過年度の実績値を踏まえて、将来これぐらい増えるであろうということで、約7%強の物価上昇を見込んで継続費の立てつけを行っております。ただ、委員がおっしゃっており、この中東情勢の変化、それから、様々な社会経済的な要因で、今後コストに多大な影響を与える、著しい影響を与えるというおそれは御懸念のとおりかと思っております。我々もその辺りについては、国等の動向をつぶさに捉えるとともに、今後発注に至っております請負業者に施工の工程であったりだとか、品質の確保を基にした形で実施工程上の協議、施工計画の協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 継続費については3年継続で、全体額としてはそんなに変わらへんということでもよろしかったですか。またちゃんと調べておきたいと思いますが、心配しなくても大丈夫だということでもございますから、今後もしっかりとそういうことも踏まえて管理していただきますようお願いしておきます。

○安藤薫委員長 塚本副委員長。

○塚本崇委員 ありがとうございます。私からは2点だけ確認させてください。

1点目です。

6ページ、地方債の補正のところですよ。先日政策金利が1%に上がりました。非常に短期間で0.25%から1%に上がってきたと思います。調達金利もその変動、長期金利というのは非常に変動を受けるんだろうなと考えています。ですので、従前から言わせていただいております、その

調達の方法です。想定金利はどの程度を見込んでいるのかについてお伺いしたいと思います。

2点目です。

生活保護費の時間外勤務手当のところ
です。時間外勤務ということで、最低でも
1.25を掛けた分だろうなと考えていま
す。この原資の部分について根拠と併せて
教えてください。

以上です。

○安藤薫委員長 妹尾副理事。

○妹尾総務部副理事 それでは、市債の借
入れの金利の状況として、どれぐらいで見
込んであるかということでございます。

先ほど政府資金、財政融資資金の金利も
上がってきていますというお話をさせて
いただいております。年限によって利率も
違っておりますけれども、実際5月借入れ
をして、6月借入れにしようとしたときに、
例で言いますと、20年で借入れをする
ということでございますと、5月には元金の
据置きなしであっても2.8%で、6月1
日以降であれば20年で据置きなしでも
3%と上がってきております。実際この千
里丘駅東口再整備事業の借入れも同様の
年数になるかと思えます。

ただ、政府資金と民間資金、どちらの資
金借入れになるかというのは、国の同意等
で、政府資金の枠がございます。民間資金
になった場合は、従前からお話しさせて
いただいております競争が働いてまいるか
と思えます。そして、借入れの時期としま
しては、ちょうど1年後、来年の5月頃と
想定をしておりますので、どれぐらい上
がるかということは、なかなか想定が厳
しいかなと思っております。また、民間
資金であれば10年、もしくは5年の借
換えということを想定しますと、その時
点で借入れ

の利率が少し長い年数借りるよりは少
ない年数のほうが抑えられると考
えております。想定をどれぐらいし
ているのかというとなかなかお答
えがしづらいんですけども、現
状では3%まで、中期財政計画
では2.5%と見込んでおります
ので、年数を短くしてその間で
借りることができればと考えて
おります。

以上でございます。

○安藤薫委員長 松本課長。

○松本人事課長 人件費について
でございます。

原資についてでございますが、国庫補
助といたしまして、生活困窮者就
労準備支援事業費等補助金とい
うのがございまして、10分の10
で補助されると聞いております。

以上でございます。

○安藤薫委員長 塚本副委員長。

○塚本崇委員 最後意見として言
わせていただきたいと思ってお
ります。長期金利が上昇している
というところで、今後3%を切
ってくることもないだろうなど。
10年後の借換えのときには、
今の情勢を見る限りでは、さら
に高い金利になっていくと、こ
れを積分していくところなん
です。これは文字に非常にしづ
らいんですけども、要は、最終
的に貸付金額が上がっていく
というところで、やはり金利の
重さというのが非常に今後の
財政に与える影響は大きいん
だろうなと考えています。です
ので、そこについては今後も借
入れの点で非常に有利なところ
を探していただきたいと思っ
ております。

それと、先日、我々、総務建設常
任委員会で塩尻市に行ってまい
りまして、自治体クラウドファン
ディングの事例を見てまいり
ました。要は担当者が熱意を持
って、

そのマインドセットが非常に大事なんです。それによって市政以外の部分で資金調達をしてくるという手法なんですね。すごく熱意を持ってやっておられるというところで、今回の千里丘駅東口とかについても、クラウドファンディングも一部入れてもできるんじゃないかなと市民は見てると思うんです。僕のところにも東口のタイトルとかで要望もいただいているので、そういった調達の仕方というのも今後研究していただきたいと、ぜひお願いしたいと思います。

それから、生活保護費の件ですね。これは令和4年第2回定例会のときに、高齢者の生活保護費というところで言及させていただいています。75歳になっていきなり生活保護費を減らすというのは、こんな制度はおかしいじゃないかと、国の制度だから仕方ないのかもしれないけどもと言っていたら最高裁でひっくり返されて、こういうことになっているわけです。その部分は法令を守るのが市の役割ですから、仕方ないということはあったとしても、あるいは道理に反する、倫理に反するということは今後もそれがいいのか、法によって定められているとはいえ、そういったことがないのかどうかということも踏まえた上で準備していただく必要があるのではないかと考えておりますと意見を述べさせていただいて、以上で終わりたいと思います。

○安藤薫委員長 今、塚本委員からの意見ですけれども、生活保護費の内容につきましては御承知のとおり、民生常任委員会の所管になっておりますが、人件費に関わった意見として理事者の皆さんには受け止めていただきたいと思います。以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時16分 休憩)

(午前11時17分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

議案第54号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本副委員長。

○塚本崇委員 それでは、私から1点だけですけれども質問させていただきたいと思います。

今回の摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、いわゆる特定暗号資産、一般的に仮想通貨とか言われますけれども、ここについて今回の条例改正による影響についてお伺いします。

○安藤薫委員長 石坂課長。

○石坂市民税課長 ただいまの御質問に対して御答弁申し上げます。

今回の改正は、特定暗号資産を国民の資産形成に資するものとして位置づけ、制度の整備として総合課税から申告分離課税と変更するに当たっての条文の追加でございます。

資金決済に関する法律から金融商品取引法へ移管する法案が国会に提出されております。所得税法においては、一定の暗号資産を対象として、雑所得から申告分離課税への変更が規定されております。

ちなみに、市民税におきましては、これまで総合課税として税率6%だったものが、申告分離課税となることで3%となる予定でございます。

以上でございます。

○安藤薫委員長 塚本副委員長。

○塚本崇委員 ありがとうございます。この点は非常に重要で、特定暗号資産が市民の資産形成に資するものという認識が新

たに追加された形になります。今までは雑所得として、総所得のうちの55%が最大課税対象になってきたかと思っているんですけども、その部分が大幅緩和される。種々の条件等々に当てはまってくると思うんですが、これも日銀の政策とも関わってくるかもしれませんが、いわゆるETF化のようなどころとも出てくるんじゃないかなと私は思っています。今アメリカがそうなっていますんで。こういったところで非常に注目しておりますし、今後の安全な資産形成、分散投資なんかもありますし、日本における資産形成の方法が様々な形でなされるということに対して、今後やっていかなきゃいけないんだろうなどと考えております。

この点についてはまたこう変わりますよというような市民へのお知らせがあれば非常にありがたいと思っております。

以上です。

○安藤薫委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時21分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

議案第53号所管分の審査を行います。
本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時22分 休憩)

(午前11時23分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

議案第58号の審査を行います。
本件については補足説明を省略し、質疑

に入ります。

峰松委員。

○峰松由紀子委員 それでは、1点質問させていただきます。

摂津市消防団員等公務災害補償条例に基づく葬祭補償について、これまでの支給の実績はあるかどうかお聞かせください。

○安藤薫委員長 尾田課長。

○尾田消防総務課長 これまで本市におきまして、消防団員の公務上の災害により本補償が支給された実績はございません。

消防団員は、市民の生命や財産を守るため、日夜献身的に活動しております。万が一の事態に備えて、このような公務災害補償制度を整備しておくことは、消防団員が安心して活動に従事するための極めて重要な安心の基盤であると認識をしております。実績がないということは、団員各位が日頃から安全管理に細心の注意を払い、訓練や出動に真摯に取り組んでいる結果であると受け止めておりますが、今後とも、万が一の際の備えとして、国の基準に準拠した適正な補償体制を維持管理してまいります。

以上でございます。

○安藤薫委員長 峰松委員。

○峰松由紀子委員 ありがとうございます。

それでは、要望とさせていただきます。これまで、本市において支給実績がないということは、消防団員の皆様が日頃から安全管理を徹底し、訓練や活動に真摯に取り組まれている成果だと理解をいたしました。

しかしながら、消防団員は、火災や風水害、地震など様々な災害現場で活動しており、常に危険と隣り合わせの中で、地域防災の要として重要な役割を担っていただ

いております。今後も万が一の事態に備え、国の基準に遵守した補償制度を適切に維持していただくとともに、消防団員及びその御家族の方が安心して活動に従事できるよう、安全対策の強化に引き続き取り組まれるよう要望いたしましてこの質問を終わらせていただきます。

○安藤薫委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時25分 休憩)

(午前11時26分 再開)

○安藤薫委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安藤薫委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第35号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案53号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

次に、議案第54号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第58号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○安藤薫委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会いたします。

(午前11時27分 閉会)

摂津市議会委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

総務建設常任委員長 安藤 薫

総務建設常任委員 長田 知樹